

## 第14回産業福祉常任委員会会議録

平成23年12月12日(月)

開会 午前10時45分

閉会 午後3時05分

---

### 会議に付した事件

#### 1. 町からの協議・報告事項について

##### 保健福祉課

診療所医師人事について

道東ドクターヘリの運航圏拡大について

##### 町民課

平成23年度一般会計補正予算(町民課所管分)について

平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について

清里町税条例の一部改正について

まちづくり地域活動推進事業(共創のまちづくり事業)交付金について

斜里町ごみ処理施設建設に伴う受入について

地上デジタル難視聴対策について

##### 建設課

清里町管理の道路橋梁及び河川の指定管理者の選定について

平成23年度除雪計画について

平成23年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

##### 産業課

平成23年度一般会計補正予算(産業課所管分)について

緑清荘の指定管理者の選定について

町有林管理計画の見直しについて

緑温泉の湯量について

##### 焼酎事業所

平成23年度販売状況について

平成23年度焼酎事業特別会計補正予算(第2号)について

#### 2. 道内所管事務調査報告書について

#### 3. 所管事務調査について

(町有林 現地調査)

#### 4. 次回委員会の開催について

#### 5. その他

---

#### 出席委員（7名）

委員長	村 島 健 二	副委員長	澤 田 伸 幸
委員	田 中 誠	委員	加 藤 健 次
委員	勝 又 武 司	委員	池 下 昇
委員	前 中 康 男	議長	村 尾 富 造

---

欠席委員 なし

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

保健福祉課長	園部 充	保健G主幹	藤代 弘輝
町民課長	澤本 正弘	税務・収納G主幹	鈴木 敏
町民生活G総括主査	三浦 厚	町民生活G主査	武山 雄一
建設課長	古谷 一夫	上下水道・公住G主幹	岡崎 亨
建設管理G総括主査	清水 俊行	建設管理G主査	酒井 隆広
産業課長	斉藤 敏美	商工観光・林政G総括主査	進藤 和久
農業G総括主査	原田 賢一	商工観光・林政G主査	檜村 亨子
焼酎事業所副所長	松浦 聡		

---

#### 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	柏 木 繁 延
主 任	鈴 木 由 美 子

---

#### 開会の宣告

##### 村島委員長

第14回産業福祉常任委員会を開催したいと思います。

---

##### 村島委員長

1、町からの協議・報告事項ということで保健福祉課、診療所医師人事について、3ページからお願いします。

##### 保健福祉課長

それでは、3ページをご覧くださいと思います。先月18日の常任委員会でご説明いたしましたクリニックきよ里の院長の交代について、医療法人恵尚会より正式にお話がありましたの

で、説明をしたいと思います。この履歴書は、恵尚会から町に提出された履歴書で、1月に保健所に提出する履歴書の写しでございます。まず、本籍は秋田県能代市で、現住所は清里町羽衣町35-35でございますが、現在は岩手県盛岡市にお住まいで、今月の25日以降に赴任をされるということでございます。お名前は鶴木和久さん、昭和52年4月27日生まれの34歳でいらっしゃいます。学歴でございますけれども、地元の秋田県立能代高校を卒業後、帝京大学医学部医学科を卒業され、20年4月に医師免許を取得されております。職歴は秋田県能代市の山本組合病院、これはJA秋田厚生連の経営する病院でございます。その後、盛岡赤十字病院で勤務され、1月1日付けでクリニックきよ里院長に就任されます。診療科目の標榜は内科、外科で最初の診療は1月4日からと聞いております。現在の霜澤院長は12月31日で退任となりますが、年末の休診に入りますので12月29日午前中が最後の診療となっております。以上でございます。

#### **村島委員長**

ただ今、説明がございましたが、何かございませんか。

(「なし」との声あり)

#### **村島委員長**

無いようでございますので、道東ドクターヘリの運航圏拡大について、4ページお願いします。

#### **保健福祉課長**

道東のドクターヘリの運航圏拡大について、ご説明いたします。本件も先月18日の委員会でご説明したのですが、4ページをご覧いただきたいと思います。オホーツク管内の北網圏、網掛の白い部分ですけれども、北見市、置戸町、訓子府町から東に行きまして清里町、斜里町まではドクターヘリに加入をしております。道東ヘリ、道東の東側の網掛の黒い部分ですけども、市立釧路総合病院を基地とする「道東ヘリコプター運航圏域」にそろって加入し、運航圏域を拡大するものです。各市、町で積極的な所、そうでない所と温度差はいろいろございますが、来年4月1日からの加入に向け、受入れ側も概ね合意をされたということです。加入にあたっては100万円を超えない範囲での負担金が発生するということでございます。それで、追加でお手元にお配りしました資料で概略をご説明したいと思います。まず、救急が発生して119番通報が消防に入ります。消防からは、ドクターヘリの出動要請ということで、基地病院、基幹連携病院とありますけども、道東ヘリの場合は市立釧路総合病院が基地病院です。それと孝仁会記念病院という脳神経外科の病院が基幹連携病院で、格納庫と給油施設はそちらに置いてあるそうです。普段はそちらから基地病院である市立釧路総合病院の方に飛んで、ヘリポートで待機ということになります。要請から5分でドクター等を乗せて離陸をする。それで救急現場に着陸できることはほとんど少ないことですので、合流地点の臨時着陸場に着陸をして負傷者と合流し、飛んできたヘリに乗って来たドクターが治療を開始しながら、病院へ搬送ということになりますが、必ずしも市立総合病院であったり、孝仁会記念病院へ行くのではなくて、北網圏であれば北見赤十字病院の方へ搬送ということでございます。この運航につきましては、道東ドクターヘリ運航調整委員会というところがあっておりますが、会長は釧路医師会長で事務局が市立釧路総合病院にございます。基地もそこにあるということです。運航費用につきましては、国と北海道

が2分の1ずつ、基本的に運航費用についてはかからないと。それから出勤にあたっての費用にあたっては要請者に負担することは無い。ただ、治療を行いますので、治療については通常治療と同じになりますよということでございます。以上でございます。

#### **村島委員長**

ドクターヘリについて、何かご質問はありませんか。

#### **加藤委員**

参考までに、要請してから例えば清里の場合、北見に運ぶ、あるいは釧路に運ぶという形になってくると思いますが、網走までということもあり得るのかどうか。それと所要時間、来るまでに何分かかって、搬送先によっても時間は変わるとは思いますが、その時間はどのくらいかかると現段階で判断されておられるのか。

#### **保健福祉課長**

こちらまでは30分前後と聞いております。それから搬送先はこちらでは北見赤十字病院ということで聞いております。例えば、清里町から北見赤十字病院まではどの程度かというところは具体的に話は聞いておりませんが、釧路からここまで30分ということなので、それよりは短い時間であろうかと思っております。それから出勤にあたってはどのような出勤があるのか、説明をしようと思っておりましたので説明よろしいでしょうか。今のケースは救急現場出勤ということですが、それからもう一つは、出勤後、ドクターヘリが到着までに一時的に直近の医療機関に搬送される。救急車で例えば小清水赤十字や斜里国保に運ぶ。そこから3次の救急医療ができる所まで搬送すると。緊急外来搬送と言うそうです。それと、緊急現場搬送と緊急外来搬送に影響を及ぼさない範囲では、施設間の搬送も行えるということ聞いてございます。以上です。

#### **村島委員長**

他にありませんか。

#### **前中委員**

このシミュレーションが出ているのですが、救急現場に直接ドクターヘリの出勤というラインがあるのですが、これは現実的にあり得ることなのでしょうか。

#### **保健福祉課長**

この図で見ていただいたとおりだと思いますが、臨時の着陸場ということになるとは思いますので、事故現場が安全が確保されて着陸ができる所であれば可能だと思いますが、なかなか難しいのかなと思っております。運航基準を見ますと、操縦士権限ということで、着陸上の安全が確認できる場合は操縦士の判断で着陸できるものとなっておりますけれども、その安全の確認ができるレベルがどこなのかということになると、申し訳ございませんが承知してございません。

#### **池下委員**

ドクターヘリが来るまでの間、例えば斜里国保だとか小清水日赤という話なのですが、斜里国

保辺りだと町中であって、着陸するってことはなかなか無理なんじゃないかと思いますが、その辺どうなんでしょうか。

#### **保健福祉課長**

運航形態が3つある中の1つでございますので。ただ、要請をする時点では救急隊員が到着しておりますので、消防からの要請になります。その時点で重篤な場合に30分間待つのか、北見に向かって走るのか、その辺の判断の難しさはあるかと思いますが。委員のご質問については、必ずしもそうと言うことではなくて、当然現場での判断があるものと思っております。

#### **加藤委員**

そういう環境の中で、安全な離着陸ができる場所となっておりますが、あまり無いのかなと思いますが、そういうことを踏まえた時に、そういう場所を清里町内に確保する考えは今のところあるのか。大抵の場合は、救急を要請した場合には病院に行ってしまうのだらうと思いますが、そうでなくて、いきなりヘリで搬送するよといった場合における清里での臨時離着陸場というのは、どういう形で考えておられるのか。

#### **保健福祉課長**

その辺につきましては、今後の検討課題ということで、まずは加入をするのかしないのかというところで話が進んでまいりましたので、具体的な運用はこれからになると思います。それにつきましては、委員会にご相談しながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

#### **前中委員**

それと、消防における救急救命士の資格者がおりますが、その制約的なものはどうなのでしょう。例えば、1分署当たり2名の確保だとか、そういう現場に救急救命士がいない限り、そういう高度な判断はできないだろうし。その辺、やはりその人が中心となりながらこういうドクターヘリの要請活動があるのか。それに従事するのはちょっとわからない部分なのですが。

#### **保健福祉課長**

救急救命士につきましては、私の管轄外ですから回答できなくて申し訳ありませんけれども、清里においては救急出動の際は救急救命士が乗ってございますので、その点は救急救命士が当然判断をします。それから、判断基準なども示されておりますので、そういった勉強も当然必要になってくると思われれます。以上でございます。

#### **加藤委員**

町の負担は100万円ぐらいと言ったけども、毎年ですか。

#### **保健福祉課長**

違います。運航費用は北海道と国がもってくれるのでいらないので、加入する時に道東ヘリに道東で入った時にも格納庫だとかを負担したので、それと同じように入る時だけ負担をしてくれ

と。後はとりあえず運航にはお金がかからないです。入る時だけ加入の負担金を払うと。元々、道東もお金を出して整備したところがあるので、こっちに入りたかったら負担するという事です。

#### **議長**

入るのは3町で。

#### **保健福祉課長**

いいえ、北見から全部入ります。皆で入りましょうということです。どこで町民が災害に遭うかわからないですから、清里だったらそんなに思うと思います。だけど、どこで災難に遭うかわからないですから、入っていればやっぱり堂々とお世話になれるでしょうし、皆で助け合いましょうと。とりあえず今回は加入するにあたって、負担金は100万円より少ない金額になると思いますが負担してくれと。ただ、将来にわたっているんな施設の関係や運用以外のところになったらどうなるかは、それはまだわからないところではありますが、とりあえず運航費用はかかりません。

#### **村島委員長**

他にありませんか。

無ければ、保健福祉課終わります。ご苦労様でした。

#### **村島委員長**

それでは引き続き、町民課の平成23年度一般会計補正予算（町民課所管分）について5ページ。

#### **町民課長**

それでは、町民課より6案について協議・報告をいたします。国民年金事務に係る平成23年度町民課所管分一般会計補正予算から、口頭によります地上デジタル難視聴対策についてまで、担当主幹、総括よりご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

#### **町民生活G総括主査**

それでは、町民課関係の　　につきまして、私の方からご説明したいと思います。

5ページをお開き願ひます。23年度一般会計補正予算の内、町民課所管分でご説明いたします。3款民生費・1項社会福祉費・6目国民年金事務費の国民年金情報システム用端末機器更新事業でございますが、今回、新たに「ねんきんネット」の運用開始と合わせて、従来の国民年金被保険者市町村情報照会システムの端末機器のOSのサポートが終了したことにより、機器更新の要請が日本年金機構よりありまして、機器更新に際しては年金事務交付金で財源措置されることとなりました。つきましては、今回、端末機器更新事業としまして、パソコン、プリンター、ICカードリーダー等の機器を購入する経費15万3千円を増額計上いたしております。財源内訳でございますが、先ほどのとおり全額国庫支出金で賄うことになっております。以上が一般会計補正予算の説明でございます。

次に6ページをお開きください。23年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。今回の補正につきましては、保険給付費の増加に伴い所要額を増額補正するものとなっております。歳出において、2款保険給付費・1項療養諸費・1目一般被保険者療養給付費は、受診件数の増加及び1件当たりの医療費の伸びにより不足が生じたことによりまして1,479万9千円を増額、5目支払審査手数料は受診件数の増加により6万円を増額、2項高額療養費・1目一般被保険者高額療養費は、受診件数の増加及び高額医療の伸びにより1,300万円を増額計上いたします。歳入それぞれの財源につきましては、歳入の1款国民健康保険税において、所得の伸び及び滞納繰越分の収納率増加により600万円の増額、4款療養給付費交付金は、退職被保険者の医療費の減額により500万円の減額、5款前期高齢者交付金は、交付金額確定に伴い14万1千円の減額、7款共同事業交付金は、高額医療費の伸びに伴い1,500万円を増額、9款繰入金は、国民健康保険事業基金を支消しまして特別会計へ繰入れることにより1,200万円の増額計上いたします。歳入歳出それぞれ2,785万9千円を増額し、歳入歳出それぞれの合計が7億2,807万6千円となります。以上で説明を終わります。

### 町民課長

ちょっと補足説明をさせていただきますが、今回の国保会計の補正につきましては、担当総括より説明があったところでございますが、今後、医療費の伸びですとか、国及び道からの財政調整交付金の算定状況によりましては、3月等々に一般会計からの支援を視野に入れた中の国保事業基金の増額についても、改めましてご協議をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

### 税務・収納G主幹

引き続き、税条例の一部を改正につきましてご説明いたします。資料の7ページをお開きいただきたいと思っております。今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴う清里町税条例の改正であります。

内容につきましては2点からなっております。1点目は、個人の住民税関係でございます。まず住民税につきましては、次の3項目から改正がなされております。1点目は、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金について、都道府県及び市町村が条例において個別の指定することにより個人住民税寄附金控除の対象とすることができることとしました。次に、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額の引き下げであります。現行の5千円から2千円に引き下げられます。次に、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が1,500頭を超える場合には、その超える所得について、免税対象から除外されることとなり、その適用期限を平成27年度まで延長となります。

次に、地方税における罰則の見直しがなされております。各税における申告書不提出に係る過料等の額を現行の3万円から10万円に引き上げとなります。

町税条例の中身につきましては、8ページ以降の新旧対照表によりましてご説明いたしますので、8ページをお開きいただきたいと思っております。第26条につきましては、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の額を改正するもので、3万円を10万円に改正するものであります。次に、第34条の7につきましては寄附金税額控除についての改正であり、地方税法第314条の7第1項に規定する額とするもので、現行が5千円を2千円にするものです。なお、今回の改正

条文中では金額を明示しないこととなっております。ここに改正後の第317条の7第5の額が2千円となっております。第1項から資料の11ページまでの第2項第3号までにつきましては、条文の表現等を改正するもので、後ほどご説明いたします別表に掲げるものを対象とするものであります。資料の12ページをお開きください。第36条の2第1項につきましては、町民税の申告に係る改正であり、寄附金税額控除を除く規定を改正するものであります。特定の対象を除くこととなっておりますので、条文中の表現を変えるものになります。13ページをお開きください。第36条の3につきましては、所得税に係る更正又は法定事項の申告義務に係る改正であり、地方税法施行規則第2条の3第1項の改正に伴い字句を改正するものであります。第36条の4につきましては、町民税に係る不申告に関する過料の額を改正するもので、10万円に改正するものであります。第53条の10につきましては、退職所得申告書の不申告・不提出に関する過料の額を改正するもので、これも10万円に改正するものであります。第61条につきましては、固定資産税の課税標準に係る価格の特例措置の適用を受ける地方税法の条文改正によるものであり、第9項に規定する住宅用地、資料の14ページの第10項に規定する小規模住宅用地の適用条項をそれぞれ改正するものであります。14ページの第75条につきましては、固定資産税の納税管理人に不申告に関する過料の額を改正するもので、3万円を10万円に改正するものであります。第65条を飛ばしておりました。すみません。同じく納税管理人に係る申告に関する過料の額を同じく10万円に改正するものであります。第88条の軽自動車税に係る不申告等に関する過料につきましては、同じく10万円に改正するものであります。資料の15ページをお開きください。改正後の条例としてたばこ税の改正を1条追加し、たばこ税に係る不申告に関する過料を新たに設けるものであり、同じく10万円とするものであります。2項、3項につきましては、それらに対する町長が定める部分と、納入通知書発布する等の規定をするものであります。資料の15ページの第133条につきましては、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料の額を改正するもので、10万円に改正するものであります。第139条の2を1条繰り下げ第139条の3とし、第139条の2として特別土地保有税に係る不申告に関する過料を新たに設けるものであり、過料の額を10万円とするものであります。資料の16ページをお開きください。第149条につきましては、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罰則規定の改正であり、これは刑事罰を伴いますが、過料額を5万円としておりますが、これを地方税法の改正等により10万円以下の罰金刑に課すると改めるものであります。この罰金刑につきましては、検察庁と協議は必要としておりますが、改正の協議は既に終了しております。附則第7条の4につきましては、寄附金税額控に係る特例控除額の特例について、地方税法等の適用条項の改正に伴い、該当条項等を改正するものであります。資料の17ページの附則第8条につきましては、肉用牛の売却に係る事業所に係る町民税の課税の特例を改正するもので、現行の昭和57年度から平成24年度を、昭和57年度から平成27年度までに改めるものであり、当初説明した延長の関係であります。なお、租税特別措置法等の改正より、免税対象飼育牛の対象頭数が2千頭以内から1,500頭以内に引き下げられております。資料の19ページをお開きください。附則第10条の2第4項につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について改正するもので、高齢者の居住の安定確保に関する法律の条項の改正に伴うもので、第31条の規定による認定を第7条第1項の登録に改正するものであります。附則第16条の3第3項につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る課税の特例について改正するもので、町税条例の改正により適用条項



等を改正するものであります。資料の20ページをお開きください。附則第16条の4第3項につきましては、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る配当所得に係る課税の特例について改正するもので、町税条例の改正により適用条項等を改正するものであります。資料の21ページをお開きください。附則第17条につきましては、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について改正するもので、町税条例の改正により適用条項等を改正するものであります。資料の22ページをお開きください。附則第18条につきましては、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について改正するもので、町税条例の改正により適用条項等を改正するものであります。附則第19条につきましては、株式等に係る譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について改正するもので、次の23ページまで町税条例の改正により適用条項等を改正するものであります。資料の23ページをお開きください。附則第20条につきましては、先物取引に係る雑所得に係る個人の町民税の課税の特例について改正するもので、次の24ページまで町税条例の改正により適用条項等を改正するものであります。資料25ページをお開きください。附則第20条の4につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例について改正するもので、次の25ページまで町税条例等の字句等を改正するものであります。資料の26ページをお開きください。先にご説明いたしました寄附金税額控除に係る別表を定めるもので寄附金の区分及び控除対象寄附金を定めるものであります。資料の27ページをお開きください。27ページにつきましては、過去に改正してございます、清里町税条例の一部を改正する条例について改正するものであり、平成20年条例第12号を改正するものであります。第2条に規定する個人の町民税に関する経過措置につきまして、第9項及び第16項並びに次の28ページの第21項中、平成23年12月31日までを、平成25年12月31日までに経過措置を改正するものであります。資料の29ページをお開きください。これも同じく平成21年条例第5号の改正についてであります。第3条に規定する経過措置について、地方税法の一部改正に伴い規定条項等を改めるものであります。資料の30ページをお開きください。これも同じように平成22年10月、条例第10号の改正を行うものでございます。第1条第4号に定める施行期日を改正するもので、平成25年1月1日から平成27年1月1日に改めるものであります。第2条第6項につきましては、町民税に関する経過措置を改正するもので、平成25年度を平成27年度に改めるものであります。資料の31ページをお開きください。改正後の条例の欄をご覧ください。附則を定めるもので、第1条につきましては施行期日を定めるもので、第1号につきましては過料に係る施行日を定めるもので、条例の公布日から起算して2月を経過した日からとするものであります。第2号につきましては、寄附金税額控除に係る施行期日を定めるもので、平成24年1月1日とするものであります。第3号につきましては、肉用牛の売却に係る事業所に係る町民税の課税の特例に係る施行期日を定めるもので、平成25年1月1日とするものであります。第4号につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る施行期日を定めるもので、高齢者の居住の安定確保に関する法律等一部を改正する法律の施行の日とするものであります。第2条につきましては、町民税に関する経過措置を定めるものであります。資料の32ページまで続いております。第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置を定めるものであります。第4条につきましては、清里町税条例の一部を改正する条例の経過措置を定めるものでありまして、過去の読み替え規定となります。以上で説明を終わります。

### 町民生活G主査

私の方から、まちづくり地域活動推進事業（共創のまちづくり事業）交付金について、ご説明申し上げます。資料34ページをお開きください。平成23年度共創のまちづくり交付金事業につきまして、公募によりまちづくり団体が実施する事業を支援するものであります。この事業の認定に際しましては、まちづくり運動推進協議会の審査結果に基づき、町が認定したものでございます。表に記載してあります3団体4事業、交付認定額総額で80万円となっております。1点目、産後を考える会代表佐野尚美さん、構成員8名でございます。健康子育て事業ということで、いわゆる産後の体調不良、体質改善といったことをケアすることによって、今後の子育てや出産を支援しようという事業でございます。交付率につきましては10分の10で16万3千円となっております。続きまして、清里盛り上げ隊代表上本憲生さん、構成員38名。こちらは商工青年部、役場の職員青年部のメンバーが構成員となっております。清里町子どもゆきまつり事業ということで、ウインターフェスティバルに合わせて雪像製作とゲームを実施するという内容となっております。交付率10分の10で、総事業費45万円に対して限度額30万円でございますので、10分の10ですが30万円限度ということになってございます。同じく、盛り上げ隊の事業で、子どもハッピークリスマス事業ということで、今月12月1日の広報と一緒にチラシが配布されたと思いますが、サンタクロースが各家庭にプレゼントを贈る方に代わってプレゼントを届けますという事業となっております。交付率10分の10で30万円となっております。最後になりますが、戦後の記憶を残す会代表長町雅彦さん、構成員8名。地域文化創造事業ということで、戦争を体験した世代が高齢化して亡くなっていく中で、その記憶を映像として残し、地域の資料として図書館に寄贈したいといった事業を行うものでございまして、交付率3分の2、3万7千円という金額になってございます。以上でございます。

### 村島委員長

説明が長いものですから、口頭での説明は後にさせていただきます。

それでは1点目の、平成23年度一般会計補正予算（町民課所管分）について、何かございませんか。

（「なし」との声あり）

### 村島委員長

続きまして、平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算について、何かございませんか。

（「なし」との声あり）

### 村島委員長

進みます。の清里町税条例の一部改正について、7ページから33ページについて、何かございませんか。

（「なし」との声あり）

### 村島委員長

それでは、まちづくり地域活動推進事業（共創のまちづくり事業）について、質問を受けたいと思います。何かございませんか。

### 加藤委員

共創のまちづくりの交付金の関係で、非常に良い事業がたくさん載っているわけで、交付率1

10分の10は良いのですが、子どもハッピークリスマス事業なんかは、総事業費30万円で交付金額が30万。限度額ぴったりの計画でぴったりいかなかった時、交付してしまった後に結果として、例えば30万でなくて25万だったとか、この辺があると思うのです。この事業がということじゃなくて、事業全体に対して10分の10、100%しますよと言っているあたりが、果たして出し方としてどうなのかなと、非常にいつも疑問に思っています。例えば事業をするから出すんじゃなくて、事業が終わった後にそれに対して提示されたものに交付していく、助成していくという形。この辺の捉え方、考え方についてちょっと整理をしておきたいと思うので、その辺についてお伺いをしたいと思います。

#### **町民課長**

今の加藤委員からご質問があった件でございますが、基本的に実績をまず提出していただいて、それを精査した中で、最終的に交付金を出していくということでございます。今回、採択を受けております交付金について、まずは概算で7割の交付を申請があれば交付金を出すような形になっております。その後事業が完了しまして、最終的な実績報告をいただくと。その段階で精査をした中で残りの金額、30万が例えば25万となった場合には残りの概算金額以外の金額を精算していくという形になっております。

#### **加藤委員**

そういうことであれば良いのですが、それと同時に交付する事業の細部にわたった項目についての経費は、どの辺りを見ているのか。この辺についてもお伺いしたいと思います。

#### **町民課長**

基本的に事業を実施と言いますか、申請される時には、各項目についていろいろと事業費が出てきております。例えば今回の産後を考える会でしたら、カウンセラーの方に来ていただくのに、交通費がどのくらいかかるですとか、そのカウンセラーの資料を作成するに当たってどのくらいかかるのかと、そういった細々としたところまで提案なりをしていただいております。その中におきまして先ほど言ったとおり、まちづくり推進協議会の中で代表者に来ていただき、いろんなヒアリングをした中で交付率等々を決めておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

#### **加藤委員**

その辺はどうか分かりませんが、できれば委員会等について、この新しい新規メニュー、事業を展開していくにあたっては、この事業に対しての予算や計画をある程度、10分の10で出しますと言う形ではなくて、こういう事業で、こういう内容で、これらについてこういうふうにかかるので、こういうふうにしていきますよと、もう一つ詳しいと言いますか、資料の提出があっても良いのかなと思います。事業に対しては良いと思うのですが、その内容の出し方について、新しい事業に関してはあるのかなと思うので。

#### **町民課長**

今、ご指摘のあった部分につきましては、今後いろいろと勉強させていただきながら、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

### **前中委員**

今のと関連するのですが、実施要綱を見ていると、事業審査処理と言う項目がありまして、今、加藤委員がおっしゃったように、まちづくり推進協議会が基準に基づき審査・承認を行うという文言があるのですが、今回もこれが機能して認可になったと捉えてよろしいでしょうか。

### **町民課長**

ご質問のとおりでございます。まちづくり推進協議会の委員さんの前で、先ほどもお話したとおり、団体の代表者がこの実施の趣旨等を説明した中で、いろんなヒアリングをしております。その中でいろんな審査項目がございますので、それに基づいて交付率を決定しているということでございます。

### **勝又委員**

予算総額はいくらでしたか。

### **町民課長**

全体で400万円という形で見えております。ただし、その400万と言うのは自治会の、例えば環境整備事業ですとか、そういうものも含めたトータルで400万ということでございますので、自治会以外の今回の共創のまちづくり交付金で出ている3団体・4事業、これはこの中の内数だということでご理解していただければよろしいかと思えます。

### **勝又委員**

共創のまちづくりということで、新たな交付金を設定して決めたことなんですけども、僕としてはより団体がそういう形でまちづくりに関して進展していけるような、これらをどんどん進めていくのが望ましいと思えます。先ほど加藤委員が言われたように、事業の実施に対してきちっと整備されないと、取り組む側としてもなかなかそのことが見えなければ、判断しきれない部分ではないかと思えますので、大いにその予算がきちっと消化される形で、多くこういうものが取り入れられるように、是非取り組んでいただきたいと思えます。

### **町民課長**

今後も自治会以外の各種団体が、このまちづくり交付金事業でいろいろな事業を実施でき、申請して来るような、広報活動も含めていろいろ工夫をしていきたいと思えますので、よろしくお願いたします。

### **村島委員長**

他にございませんか。

(「なし」との声あり)

### **村島委員長**

無ければ、 のごみ処理施設建設に伴う受入について、口頭説明です。

### 町民課長

それで私の方から、5点目と6点目について、口頭でご説明させていただきたいと思います。1点目の斜里町ごみ処理施設建設に伴う受入についてでございますが、6月に開催された常任委員会にて説明してきたところですが、10月末における現状についてご報告させていただきたいと思います。処理量については22.07トンの搬入がありまして、処理予定量に対し約4トンの減となっております。それに伴いまして、処理経費につきましても204万3千円で、受入処理収入に対しまして約36万4千円の減となっております。受入につきましても、基本的に条件の良い10月末までの受入となっておりますので、今後緊急的なことがない限り、受入は終了したと考えております。なお、小清水町におきましても10月末をもって受入が終了したとの報告を受けております。

続きまして、の地上デジタル難視聴対策についてでございます。緑地域の難視聴対策につきましては10月に工事発注し、来年の2月29日工期で工事を進めているところであります。現在、無線共聴施設の機器類の調達を行っているところでありまして、年が明けてから現地の工事が本格的に始まってくると考えてございます。施設の維持管理等につきましては、緑町自治会役員会と協議を進めてきているところでございます。その中におきまして、経常的経費であります施設電気料・電波使用料・電柱共架料等については、地域で負担していただけるということで協議を進めて、ご理解をいただいたところであります。もう一つ、札弦地域につきましては、札弦町第2自治会の自治会長及び受信状況の悪い5世帯の方で何度か説明会を開催させていただいているところであります。また、札弦第2自治会のご協力を得てアンケート調査も行ってきたところであります。現状といたしましては、札弦第2自治会区域内では22世帯が難視世帯であると把握しております。しかし、難視世帯が札弦第2自治会区域に点在していると。うちは見えるのだけれども、隣は見えないだとか、そういう形ですごく電波の状況が不安定だということもありまして、今後、季節によっては受信できないような世帯も増えてくるのではないかと考えてございます。そういうことから維持管理費の地域負担も含めて、緑地区と同様の無線共聴施設によって対策を実施する方向で、札弦とも協議をしてきたところであります。今後、神威地区の31世帯もでございます。札弦第2自治会と神威地区を含めた全体をカバーできるような無線共聴施設による対策を協議していきたいと考えてございます。神威地区との協議が終わりましたら、対策の方向性が定まった段階で、早期の整備対策に向けて国と協議を進めてまいりたいと考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします

### 村島委員長

口頭の説明をいただきましたけども、先ほど総務文教常任委員会の中での、加藤委員の震災関係の瓦れきの受入れについて、町民課より説明と言うことでしたのでお願いします。

### 町民課長

総務課長の方から話は聞いております。震災の瓦れきの受入れについてと言うことで、前段で議会の方にも報告をしているところでございますが、7日に開催されました自治会長会議におきましても、同様の説明をさせていただいているところであります。その自治会長会議におきましても、様々なご意見がありました。その中において、自治会に来て説明をしていただきたいと言う自治会もございましたので、町としましては、そういう要請等々がありましたら私どもが行き

まして、中身等々については報告なり、説明をさせていただきたいと考えております。それと今回の受入れにつきましては、新聞報道後、様々なご意見がきております。電話による問い合わせ、それからメール、ファックス等、多数町民課の方に問い合わせなり、ご意見等がきております。その中におきまして、町民による問い合わせについては2件ほどと言うことで、大体が町外の方の問い合わせが多いというような状況でございます。ですから問い合わせについても、委員会でご説明した内容、それから自治会長会議で説明した内容等で粛々と説明しているというような状況でございます。今後の対策につきましても、議会等で説明した内容で変わっておりませんので、そういう方向性で進めていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

#### **加藤委員**

最後の言葉にありました、その問題については進展は何一つ進んではいないという状況。道からも、これは全国的な問題としてあるわけですが、その問題の処理が前に一步も進んでいないということですね。

#### **町民課長**

加藤委員のご質問のとおり、道の方からもその後何ら受入をするとか、そういうようなことも来ておりませんし、説明したとおり、国が完全に安全ですよと言うことが一つの条件になっておりますので、その辺が定かになった段階で、議会ですとか関係機関等々のご協議をした上で、最終的には判断をしていくのが私どものスタンスでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

#### **村島委員長**

他にありませんか。

#### **池下委員**

斜里町のごみのことなのですが、4トン減の36万4千円の減でしたが、実質的に収入はいくらだったのですか。

#### **町民課長**

実質的収入が204万3千円ということで、予算に対して36万4千円の減となっているということでご理解願います。

#### **池下委員**

斜里町も今、ごみ処理の関係をやっているのですが、でき上がるまでは向こうから要請がある限りは、我が町は受けると解釈して良いのですか。

#### **町民課長**

先ほどもお話ししたとおり、協定書は来年の3月31日までという形で協定書を結んでございますが、基本的には10月末まで。10月末までの受入れですよという形でやっておりますので、今後突発的に、緊急的に斜里の方から受入れしていただきたいと言うご相談がありましたら、それ

はあくまで予定している容量の中で、いろいろと協議をさせていただきたいと考えております。

#### **村島委員長**

無ければ、これで町民課終わります。ご苦労様でした。

#### **村島委員長**

建設課から、 の清里町管理の道路橋梁及び河川の指定管理者の選定について、35ページ。

#### **建設課長**

12月定例会に際しまして、建設課からは3点についてご協議・ご報告申し上げます。時間の関係で1番から3番までの概要の説明をしまして、議案に基づきまして担当のそれぞれの主幹または総括主査より簡潔にご説明申し上げます。

1点目の清里町管理の道路橋梁及び河川の指定管理者の選定の関係でございますが、10月3日～11月16日までの応募期間において、第3期に係る指定管理者の募集を行ってまいりましたが、11月14日付けで現在指定管理を受けている業者から申請書の提出がありました。その後11月21日より副町長を委員長とする選定委員会7名により、それぞれ3回にわたる選定委員会を開催し、今般、内容等について指定管理者に総合的に指定管理者の基準に達しているという、最終的な結論で、12月定例議会において指定管理者の指定について提出させていただきたいと考えてございます。

2点目の、平成23年度の除雪計画の関係でございますが、別冊の資料となっておりますが、既に降雪期に入っておりますが、関係機関の方の調整、さらには自治会長への説明を経て、本年度の除雪計画を作成してございますので、その予定について、後ほど担当主査よりご説明申し上げます。

また3点目の、平成23年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の関係でございますが、ご存じのとおり、5月に一部人事異動がございまして、それに関する手当の関係で調整が必要となっておりますので、今般、議会において補正予算の計上をさせていただきたいと思っております。

以上3点について、概要、内容の要点について担当者よりご説明申し上げます。

#### **建設管理G総括主査**

指定管理者の選定についてですが、清里町管理道路橋梁及び河川につきまして、株式会社清建工業より申請書が提出され、選定委員会の方で審査の結果、適任ということで選ばれております。提示価格につきましては4億6,364万9千円。事業期間につきましては、平成24年度～28年度の5カ年ということになっております。指定管理については以上でございます。

続きまして、平成23年度の除雪計画について説明させていただきます。別冊の資料、平成23年度除雪計画をご覧ください。除雪路線延長につきましては、資料2ページに農道を含めた道路168路線、約166.1キロメートル、歩道30路線、25.9キロメートルを予定しております。昨年との主な変更箇所は4線道路の9号から11号間につきまして、改良工事の完了により増となっております。また、ウエンベツ川の改修工事に伴い、12月から3月まで通行止めとなっております17号道路の5線、7線間について減、迂回路として5線16号、17号間を

増としております。以上でございます。

#### 上下水道・公住G主幹

続きまして、平成23年度清里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)に関する予算概要につきまして、議案の36ページにてご説明申し上げます。今回の補正は本年5月の職員人事異動に伴い、不足する人件費と負担金について増額補正するものであります。歳入歳出それぞれ32万2千円を追加し、予算の総額を1億1,739万6千円とするものであります。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。補正の科目は総務費の一般管理費であり、人件費につきましては給料で16万2千円、職員手当等の管理職手当で8万8千円の増額となります。また、負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金で7万2千円増額し、補正総額で32万2千円の増額。補正後の総務費予算額を3,418万6千円とするものです。

歳入につきましては、現年度分の下水道使用料を32万2千円増額し、補正後の使用料及び手数料の総額を3,694万5千円とするものであります。以上で説明を終わります。

#### 村島委員長

から までの質問を受けたいと思います。何かございませんか。

(「なし」との声あり)

#### 村島委員長

無ければ、これで建設課終わります。

午前中はこれで終わりたいと思います。

午後からは1時半でよろしいでしょうか。それでは1時半から産業課と焼酎事業の質疑を受けたいと思います。午前中はこれで終わります。

休憩 午前 11時53分～

午後 1時27分

#### 村島委員長

それでは産業課、平成23年度一般会計補正予算(産業課所管分)について、37ページから説明をお願いします。

#### 農業G主査

私の方から農業振興費についてご説明させていただきます。37ページをお開きください。環境保全型直接支援対策事業につきまして、化学肥料、農薬などによる環境への負荷の軽減を図るための事業の支援を行っておりますが、円滑な事業の推進を支援するための事務経費といたしまして5万円を計上するものでございます。内訳といたしましては、普通旅費4万2千円、消耗品費8千円となっております。なお、財源につきましては、全額道支出金となっております。以上で、農業振興費の説明を終わります。

#### 商工観光・林政G主査

37ページ、林業費・自然保護対策費・有害鳥獣捕獲事業についてご説明させていただきます。今年度は熊の畑などへの出没回数が多く、捕獲頭数・出勤回数が増えましたことから、捕獲奨励金、出勤手当につきまして、補正をさせていただきたいという内容でございます。捕獲頭数につ



きましたは当初8頭と見込んでおりましたが、現在までに10頭捕獲しており、今後の予定数を4頭見込ませていただきまして14頭として、当初より6頭増分の捕獲奨励金18万円。出勤手当につきましては出沒回数の増に伴う出勤回数の増ということで、12回増分の12万円。合わせて30万円を見込ませていただきたいという内容でございます。

#### **商工観光・林政G総括主査**

続きまして、観光振興費の補正の内容でございます。今回補正させていただきます補正の内容につきましては、現在進められておりますパパスランドの整備における、新たに温泉を掘削するために必要な許可申請に係る手数料でございまして、13万6千円を補正するものです。以上です。

#### **村島委員長**

ただ今の、一般会計補正予算（産業課所管）について、質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

（「なし」との声あり）

#### **村島委員長**

次にいきます。 緑清荘の指定管理者の選定について、38ページ。

#### **産業課長**

緑清荘指定管理者の選定について、38ページでご説明申し上げますので、お聞き願います。本件につきましては、11月の委員会においてご説明のとおり、緑清荘の指定管理者の募集を10月3日～11月16日まで45日間公募いたしましたところ、2社から応募がありました。受付順に、清里町字上斜里815番地 株式会社しげた 代表取締役 武田昌三氏と、東京都調布市にございます、大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 遠山秀徳氏の2社でございました。清里町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則第8条では、選考委員会の構成は、副町長、教育長、総務課長、その他町長が必要と認める者をもって組織するとあります。これを受けまして、副町長を委員長とし、教育長、総務課長の他に、産業、建設、町民、保健福祉の各課長をメンバーとする指定管理者選定委員会を開催いたしました。第1回目は11月21日に開催し、申請書類の審査、第2回目は11月30日に開催し、当該2社に来ていただき、採点表の5項目を中心に各社ごとヒアリングを実施いたしました。引き続き、第3回目を開催し、7名の各選考委員が採点表に基づき110点満点で採点を行いました。結果であります。選考委員7名の合計総点数770点満点で、両社の比較は、10点以上の差はなく、同点に近いほどの僅差でありましたが、選考委員会は、委員全員の採点結果として、株式会社しげたを町長に報告し、本委員会に提案したものであります。それでは38ページにおきまして、指定管理者の選定について。施設の名称は緑清荘。指定管理者の名称及び代表者名は、清里町字上斜里815番地 株式会社しげた 代表取締役 武田昌三。指定の期間は、平成24年4月1日～平成27年3月31日まで。指定管理者の委託料は支払わないものです。なお、本件については、地方自治法並びに条例の規定に基づき、議会の議決により決定するものでございます。以上、緑清荘の指定管理者の選定について、説明を終わります。よろしくご審議願います。

### 村島委員長

ただ今説明がございました、緑清荘の指定管理者の選定について、ご質問ございませんか。

### 加藤委員

今の説明の中で、両者に対して大きな差は無かったということで、しげたに決められた最大の要因、ポイントはどこにあったのかだけ、お知らせください。

### 産業課長

5項目は、利用者の平等な利用の確保、施設の利用の最大の発揮など、いろいろある訳でございますが、大新東としげたの一番の違いは、大新東の場合は資金力や信頼度、実績という面では、しげたより大新東の方が上回っていたわけでございますが、これからの清里町における地域の活性化や経営面における利益の追求、それから地域と一体となった緑清荘の運営という面については、大新東よりもしげたの方が上回っていたものでございます。僅差ではございましたが、しげたの方が清里町に新しい風を入れていただけるとは期待して、しげたに決めたとところでございます。

### 加藤委員

そういう形の中で、新しい風という感触を得た辺りと言うのは、どういう辺りだったのですか。

### 産業課長

申請書やプレゼンの中で確認した部分でございますが、しげたの社長は第1に経営の健全を図ってまいりたいと。黒字化を目指していくと明言されておりましたことと、2つ目には、地域の貢献ということで、雇用については地元採用をしていきたいと。3つ目に、新しい風ということで、接客サービス、食事のメニュー、地場産食材、特に味のこだわりを持って皆様に愛される緑清荘にしていきたいとすることを明言されておりましたので、この辺が新しい風ということになるかと思えます。以上です。

### 村島委員長

他にございませんか。

(「なし」との声あり)

### 村島委員長

無いようですので、前に進みます。 町有林管理計画の見直しについて、39ページから40ページ。

### 産業課長

町有林管理計画の見直しについて、39ページ～40ページでご説明申し上げますので、39ページをお開き願います。町有林管理計画の見直しについては、本年9月に開催した平成22年度決算審査特別委員会の総括審査において、町長は平成23年度に東部森林室と相談をさせていただきながら、平成24年度以降に計画の変更・見直しを行い、町有林の施業を進めてまいりたいと答弁しておりましたので、本日はその計画見直しについて、基本的な考え方やスケジュール

などについてご報告申し上げます。

39ページの1番の基本方針でございますが、「貴重な町有林資源を後世に引き継いでいくために、町有林の状況を把握し、森林の機能が十分に発揮されるよう、長期展望にたった管理計画を策定する。カラマツ林など針葉樹の皆伐は、60年を超えた林齢を中心に年次的計画を検討する。」という内容でございます。

町有林管理計画の期間でございますが、現在使用しております計画は平成21年に作られたもので、平成25年までの5年間でございますが、見直計画につきましては、平成25年～平成29年度までの5年計画とし、現行計画につきましては1年短縮し、見直計画は平成25年4月1日から施行してまいりたいと考えております。

3番目の策定スケジュールでございますが、12中旬、本日でございますが、議会常任委員会の方に策定スケジュールなどをお示ししながら、今月中に東部森林室に町有林管理計画策定に伴う相談並びに間伐・皆伐に係る林分調査の依頼をしてまいりたいと思っております。明けて、来年の3月定例会には、立木調査費の予算計上をさせていただきたいと思っております。4月～6月までの間に、東部森林室における林分調査と合わせまして町有林管理計画の素案を策定し、6月の常任委員会に中間報告をしてまいりたいと思っております。その後、東部森林室の林分調査の結果並びに町有林全体の立木調査の結果を踏まえて、町有林管理計画の案を策定し、9月常任委員会に提案していきたいと考えているところでございます。管理計画につきましては、25年4月に施行といたしまして、25年度から町有林管理計画に基づきます皆伐・間伐・下刈り・新植などを、新たに立てた計画書に基づき実施してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、40ページをお開きください。40ページは、青葉地区町有林の図面でございます。図面の右が北側、左が南側になります。図面には示されておりませんが、青葉町有林と書いてある辺りに道道中標津斜里線の道路があり、下側の町有林に沿って川向東横道路が走っているものでございます。黄色の部分がカラマツで、緑色がトドマツを示しております。また、61年とか60年と書いてある数字が、植林されてからの林齢でございます。見ていただきたいのは、北側の黄色の部分のカラマツ林は60年、61年のもので、全体面積では約65ヘクタールございます。また、その下にあります16、17と書いてある辺りのトドマツ林は58年輪でございます。町有林全体で300ヘクタールございますが、60年を超える、またそれに近い林齢の町有林はこの青葉町有林に集中しているところでございます。今回の町有林管理計画見直しの中で、この辺りの山をどのように皆伐していくかということも、町有林管理計画の中に示してまいりたいと思っております。以上、町有林管理計画の見直しについての説明を終わります。

#### **村島委員長**

町有林管理計画について、何かご質問ありませんか。

#### **前中委員**

町有林の管理計画ということで、1年繰り上がりの管理計画を出すと言う今の説明なのですが、ここに資料として見ているのですが、現時点でも62年、あるいは伐期になった時点で65年、70年近くになる。面積的にもカラマツの面積が占める割合が半分、約140、150町ぐらいになると思うのですけども、そこら辺は計画的に景観上、町有林を仮に20だとか30ヘクター

ルを一気に伐採すると、やはり景観上の問題だとか、町の財産としてそぐわない管理計画になることだけは、決して策定していただきたくないです。現状の中では10ヘクタールずつの計画性を持った伐採計画、あるいは効率性を加味した中で、聞くところによると道路の部分、効率的に良い汎用ができるような伐期計画を練るべきだなと思う。そこら辺も東部森林室に打診しながら進めるとは思いますが、その辺の話を町としてもどのように計画の素案として考えているのか、できればお聞かせ願いたいと思います。

#### **産業課長**

町有林の管理計画は、皆伐も含めて間伐、新植、下刈など総合的に行うものでございますが、ただ今ご質問のように、60年を超えているカラマツなどがありますので、皆伐につきましても、どのような方法で実施していくのかということ、今回の計画書の中に示してまいりたいと思っております。どのような時期に、どれくらいの面積を、どのような方法で切っていくかというようなことにつきましては、東部森林室の相談、ご指導をいただきながら決めてまいりたいと思っております。面積につきましても、東部森林室と十分に相談をして決めていくわけでございますが、考えられるのは3ヘクタール以下の面積を伐採した場合には、採算がなかなか取れないということをお聞きしておりますので、3ヘクタール以上の面積になろうかと思っております。それから、現在の町有林管理計画では80年の長伐期ということでございますが、現在も65ヘクタールほど60年を超えている面積がありますので、単純に5ヘクタールずつ切っても13年なり、15年かかるわけでございますので、考えられるのは5ヘクタール以上の面積を計画的に伐採していく形になるのではないかと、今考えているところでございますが、最終的には東部森林室のご意見等を聞きながら、中間報告で来年の6月に皆様にお示ししていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

#### **前中委員**

今、説明がありましたけども、あともう1点。聞くところによりますと、伐採してまた次の年度に伐期計画が出ると思うのですけども、引き続いて山林を伐採するって言うことは、なかなか計画上よろしくない。その中で、緩衝帯的な幅のあるものを、防火上の問題だとかいろんな問題があって、そういう施工のやり方を民地の場合は検討しているという話を聞いたのですが、そうなりますとかなり計画性をもって慎重にやりながら、あるいは冬期の仕事になれば逆に民有地の畑が絡んでいる所がありまして、そういう部分である程度の作業道路等は現状の中であると聞いていますが、その辺も合わせて考慮していただければなと思っております。作業道路は反対側にはあるのでしょうかね。道道中標津線の方に。この図で言えば上の方になるのですが。

#### **産業課長**

皆さん、青葉町有林の地形はご存じだと思いますが、現在あります作業道は図面の下側の方、二重丸の付いている所からずっと17、16、15、24の数字の部分に1本道路がありますが、西側の畑に面した方については、敷地はありますが道路はありません。実際に皆伐するとなりますと、ここの山は真ん中に尾根がありますので、西側斜面の方を切る時に作業道を整備していかなければならないのかなということも考えられます。したがって、伐採計画、皆伐計画にあたりましても、東側斜面を先にするのか、西側斜面をするのかということもございまして、道路

の関係もありますし、それから東横道路の方には河川もありますので、いろんなことを考慮しながら、今、前中委員さんが言われたことを十分参考にしながら計画を立ててまいりたいと思っております。

#### **澤田副委員長**

製材として出すのか、チップとして出すのか。80年伐期で前回計画したのは、80年でチップ材ということで、チップ材って最低な価格なんですよ。この前、下川に行った時は集成材で利用したらどうかということで話を聞くと、あまり太くなった物は、集成材としての利用価値が無いと。節が災いすると。東部森林室に聞かないと、販路の製材で売ることかわからないのでしょうか。

#### **産業課長**

先般、北見の東部森林室の方とちょっとお話をした時に、やはり今、澤田委員さんからありましたとおり、製材に出すのが最も高い値段になるということございまして、チップなどになるとあまり収入が得られないという現状でございますが、木材を取り扱っている会社も管内では丸玉産業さんが総合的に全部扱っているようですが、それ以外の町村では部分的なところしかやっていないということから、実際に販路として出す場合にどこが良いのかということは、これから十分に検討していかなければならないと思っております。しかしながら、できるだけ地元の山で製材された、出された木材は地元で消費、活用できるようにしていきたいものだと考えているところでございます。それから、60年を過ぎますと木の太さも40センチを超えるものも随分ありますので、できるだけ価値のある製材で出せればと考えてございます。この辺につきましても、それぞれの木材が腐れとかが無いのかということも含めて、東部森林室の立木調査、林分調査等もしていただきながら、新しく作る計画書の中に示していければと考えているところであります。

#### **村島委員長**

他にございませんか。

(「なし」との声あり)

#### **村島委員長**

無ければ進みます。 緑温泉の湯量について、口頭で説明をお願いします。

#### **産業課長**

緑の湯の湯量についてでございますが、11月18日開催の委員会で、湯量が減少し、浴槽の温度が低下する現象が起きており、最悪の場合は露天風呂を休止して内風呂のみでの営業を検討していることを口頭で報告しましたが、その後の状況について報告させていただきます。湯量の減少は11月16日頃から始まり、減少前は毎分190リットル前後であったものが、毎分140リットル前後となり、50リットル減少したことにより湯水の警報ランプが点滅する状況が続きました。日頃より小修繕をお願いしている長屋工業に原因調査をさせましたが原因が究明できませんでしたが、4日後の11月20頃から湯量が復活し、減少前とほぼ同量の190リットルの湯が出ており、現在も安定しております。原因はわかっていませんが、緑の湯は平常通りの営業を行っておりますのでご報告いたします。以上です。

### 村島委員長

露天は復活したのか。

### 産業課長

このままの状態が続けば露天を休止ということだったのですが、露天を休止する前に湯量が復活しましたので、全く平常通りやっております。

### 村島委員長

他にありませんか。

### 議長

町有林管理計画で、それぞれの委員さんから意見が出ていたのですが、60年を超えるものもたくさんある中で、計画を見直すということで25年から始まるとなると、25年までは伐採しないということなるんですね。もう伐期も迎えているのにこんなスピードの無さで良いのかというのが1つ。

それと、東部森林室に調査を依頼すると。立木の調査も含めてなのですが、この調査も良いのですが、私は先ほど副委員長が言われたように、この木をどのように活用するかということ。立木だけじゃだめだと思うのです。せっかくの町の財産をどのように生かすかということも合わせて行わなければならないと思います。これを悠長に5年計画と言っている暇は、私は無いような気がする。早急にやらなければならない問題だと思う。ある議員さんに聞けば、木を切っているけども、50年物でも中が空洞になっているのがたくさんあるとか、そういう話もあるし。その辺、少し急がないとならないし、せっかく今回、村島委員長や副委員長の計らいで、下川へ行って議員は勉強して来ているんですよ。議員と北川君が代表して行っていますけども、こういう計画を立てるにあたって、所管の課長と所管の方々と委員会と膝を交えて、町有林をどうしたら良いかという話し合いが無いというのがおかしいと思う。それで全部、東部森林室にどうやったら良いのかと言う話ばかりで。この間の地域振興懇話会の中で札弦ベニヤの社長からは「もう木が無いからカラマツも開放して」と言う話も出ているわけですよ。そういうことも含めて、ただ切って丸玉へ持って行くのでは困るわけで。それを活用して雇用を作らないとならないし。その辺の問題をしっかりこの委員会でも話をして、そして東部森林室と協議して、こういう考えもあるけどもいかがでしょうかと言うなら良いけども、全部丸投げでやられても。立木調査だけされても困るような気がするのですが、その辺の考えはどうか。

### 産業課長

計画書の策定と、今後の町有林計画の中の特に皆伐の部分のスケジュール的な部分でございますが、議長さんから言われているとおり、スピード感が無いというようなところもあるのですが、来年の9月に計画書ができたとしますと、25年度から皆伐事業を実施することが認められた場合には、9月の定例議会辺りで皆伐する場所にどれだけの木があって、どれだけの材積があるかということの、立木調査費の予算計上をまず、させていただきたいと思っております。その結果

が12月ぐらいに出てまいりますので、25年度当初予算に皆伐の事業費を計上させていただきまして、25年度の春先から皆伐が実施できるものと考えております。したがって、皆伐をされて木はその後に売払いとなりまして、翌年の春に皆伐の後に新植事業がなされるという形で進んではどうかと考えているところでございます。これが、皆伐が毎年やるということになれば、新植も毎年行いますので、これが10年、20年という形で続いていくという形になるのかなと考えているところでございます。次に、活用方法でございますが、できるだけ地元の企業で活用できるようにと考えているところでございますが、現段階では、札弦ベニヤについては、南洋材を100%使っているということ。それから札弦林材につきましては、多少はできるということも聞いておりますので、この部分がもう少し大きく取扱いできるような形になれば、札弦林材に運び出せるのかなと考えているところでございまして、今後、来年中に十分企業とも進めていきたいと思っておりますし、議員の皆様からもいろんなご意見を賜りたいと思っているところでございます。

### 議長

中身の話をして申し訳ないのですが、今までの町有林の皆伐のやり方と言うのはですね、立木調査をして、どれだけの木がありますよということで、切る方の入札をするわけですよ。できたやつはできたやつでまた別に森林組合で売っているんですよ。それでかかった経費はどうするのかって言ったら、手元に残っているのは今まではほとんど無いんですよ。そういうやり方なんですよ。だからうちの議員もそれぞれ山を持っていたりして、木を売っている人がたくさんいるのですが、やはり売る時には、ここはAさんの山でカラマツで50年ものですよ。5町歩ありますよ。そうしたら反何ぼで、切り賃が全部で機械も含めて何ぼで、じゃあ反何ぼで買いますというやり方で、皆お金が残っているわけですが、町のやり方は課長が言うように、立木調査をして、立木が何ぼあって、切り賃で入札をしていく。それでできたやつを森林組合経由で売る。そうすると差引きがほとんど毎回赤字になってくる。こういうやり方なんですよ。この辺をしっかりとやらせてもらわないと。売るものと買うものは別々だからだめだと、ずっと同じことをやって来ているのだけども。この辺を良く議員の皆さんは言っているのだけども、その辺も含めて。それと皆伐する時に、この木を活用できることを、やっぱりソフトの方を優先して切っていくとだめでないかということ念頭に置いてやらせてもらわなければ、これで1人でも2人でも雇用が生まれる地域にするんだと言う、この財産を雇用の場にしていくんだと言うものがあってから、この皆伐に入っていくことにしないと。あくまでも立木調査をしたり、東部森林室に相談してばかりやって、最後に山が裸になって木が全部よそに行って何も残っていないとなつては。今回、下川に行って学んで来たのだけども、やはりあんな3千人ぐらいの町で結構活力のある森林活動をされているわけだから。やっぱりその辺を、議員の皆さんも行って勉強して来ているので、その辺は課長も皆さんの意見も聞きながら、どういう町有林の管理計画が良いのかを考えてもらわないと。管理計画に基づいてやりましたって言う、そういう話では困るような気がするのだけども、その辺どうですか。

### 産業課長

津別町とか下川町などは、清里町で言えば農業のような形で、向こうは林業中心の基幹産業としている町でございますので、その辺についてはかなり向こうの方が先進地でございますので、

清里町においては林化も少なく、山も少ない中で皆伐事業を大々的にやるというのは、今回が初めてではないかと思しますので、私どもも素人でございますので、津別だとか下川だとかいろんな所を勉強させていただきながら、また議員さんからもいろいろとご指導賜りながら進めていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

#### **田中委員**

今、議長から出たのですが、私も何回か予算審査なんかで言ってきたんだけど、今言われたように立木調査をして、その経費も結構かかるわけですし、販売は販売、労賃は労賃という形で、それがすっきりするのでしょうか、これが普通の財産処分ということになるわけですが、入札で伐採計画を年間5町なり10町なりの計画を組んだら、そこで入札で一発でやって行くということはできないものなのか。

#### **産業課長**

入札で行うのですが、入札を行うにあたりましては、どれだけの経費がかかるかというのの事業費を予算計上しなければなりませんので、その予算計上するのに、例えばこの5ヘクタールに何本伐期の木があって、それと作業道を造ったり、土場に持って行くまでにどれだけの経費がかかるかということを積算しなければ事業費が組めないというのが、事実としてございます。当然、入札で業者を選定することになります。個人などとすと、そういうのも含めて一山何ぼでと決められるのでしょうか、行政の場合はどうしても事業費を予算計上しなければならないという部分から、予算計上するために立木調査等を最低限しなければならないと考えております。

#### **前中委員**

立木調査と合わせて、森林整備計画の策定をするってところで今回進んでいるのですが、その裏には植林に対する補助の関係で、国費と道費は現状民地の場合は出ていると思うのですが、その部分で仮に議長がおっしゃったように、スピード感を持って行くと。策定をしないで実施するとすると、その植林に対する苗木だとかの補助が適用にならないのかどうか。そこら辺の話で特例としてそれを何らかの形で国費の補助があるのかどうか。その辺、わかるのであればお聞かせ願いたいと思します。

#### **産業課長**

補助金の関係につきましては、皆伐については補助金はございません。新植につきましては、国費道費合わせて68%の補助金の対象となります。補助金につきましては、原則事前申請が伴った補助金でございますので、あと新植の場合だと苗木の手配などもございますので、なかなか思いつきで進めることはできないのかなと思します。

#### **前中委員**

僕も本来、スピード感を持って早く伐期計画を練った中で進めていただきたいという部分もあったのですが、新植、植林に関しての補助が絡んでくるのかなというのがありまして。今は新しい品種もあるのですが、この確保自体も難しいと言う話も聞いています。たまたま隣の家も育苗家でカラマツもやっておられますので、やはりそういった中で、やはり皆伐も必要だけでも



植林も必要。そこには植林の作業、地域雇用も絡んで発生するのですが、もう一步進んだ中で、何らかの施策が無いのかどうか。その辺検討しながら、私たちも勉強しますけども、町サイドとしても今まで以上にスピード感を持って進めていっていただきたいと思います。

#### **産業課長**

皆さんのご意見を参考にさせていただきながら、スピード感を持って進められるように努めてまいりたいと思います。

#### **議長**

入札ですから、そうなるかどうかはわかりませんが、やはり皆伐も植林も地元優先ということを考えておられると思いますが、過去に札弦ベニヤの社長から言われたことは、立木調査をして、これだけの立木があるからということで入札をしたと。ところが、木を切ってみたら立木調査よりたくさん木があったと。だから、例えば入札する時に調査をしたら1万立米あるよと言われたけど1万5千もあったと。切るのに5割増しもあるわけだから、切るのに手間がかかったから1万立米で入札したのでは合わないから金をくれと言ったら、契約は契約だと言って金はくれなかったと。多く売れるだろうと言ったが、それはそれだと。そういうことがあったって言う。だから私は、そういうことで、東部森林室辺りでどのくらい立木の正しい数字が出てくるかわからないけれど、前にそういう話があったから。だからその辺の入札って言うのは、先ほども田中副議長が言ったように、地元で切ってもらったり、地元で植林してもらわなければならないのだから、その辺は良く調べて検討してください。

#### **産業課長**

過去の経過も見ながら、十分調べてやっていきたいと思います。それから経費の関係と絡むのですが、全部の本数をチェックすると全木調査と言って大幅な時間と経費がかかりますが、よくやるのは、部分的にやって総体的な面積にかけ合わせて何ぼぐらいあるのではないかというやり方は、経費も少なく時間も少ないんですが、どちらかと言うと概ねという部分が出てきます。1万本が1万5千本とまでずれるかはまた別として、そういう部分もありますので、経費の部分も含めながら、どういうやり方が良いか、また議員さんとも相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。それから東部森林室がやります林分調査と言うのは、全木調査ではございませんで、ピンポイント調査でやる形になります。一般的には立木調査については、民間業者にやってもらう形を取っていきたいと考えております。

#### **村島委員長**

私の方から一つ。今、議長さんからお話があったように11月27日に下川の方に全員で森林組合に伺って勉強をさせてもらったんですけども、今、青葉の町有林も年数が経っているわけですよ。実際、60年過ぎているでしょ。下川の方では大体40年。それ以上になれば、早く言えば太くなれば良いということではなくて、中が空洞ができて使い物にならないと言ったら語弊がありますがそんな状況なんです。やっぱり町の財産として植えられて、そして年数が経って、そして間伐しながら毎年やっているんですけども、町の財産として木をそうやって間伐してやっていく。そうならばやっぱり町の財源として、議長さんが言われたように、全部やって何も無い

という、そんなようでは困るんです。これから私たちも見させていただくわけですが、やっぱりそこら辺はきちっと、町の財産を間伐しても結局何にもならないのでは、私はいけないと思う。これからいろいろと計画を持ってやられると思いますけども、苦労して植えた木ですから、やはり処理をしていくために少しでも、早く言えば財源になるようにしなければならぬわけですから、全部切ったけど、それがゼロだと言うのであれば、何のために植えたかわからなくなります。そういうのも含めて、議員も下川まで行って来ていますので、勉強して良い方向に向かっていかなければならないと私も思っておりますし、議員も皆さんそう思っております。ですからそういう計画というものをこれから立てるでしょうけども、検討していただいてやっていただきたいと私からもお願いをしておきたいと思っております。委員全員が現場に行って見てきているわけですから。炭に使ったり、おがくずは融雪剤。全部捨てる所は無いです。ですから木を切ったは、売ったは、ゼロだなんてそんなことじゃ、とても町の財産としても何のために植えたんだと。普通、孫の代までとかひ孫の代までと言われることもあるのですが、やっぱりそんな形でやらなかったらいけないのかなと、私からも要望しておきますけども。議員と所管課とで相談しながら、良い方向に向かっていきたいなと私は思っています。そんなことでよろしく願いいたします。

#### **田中委員**

委員長が言われたように、せっかくの貴重な財産ですから、従来通りのやり方をしていると、切れればマイナスになるから町も手をかけてこなくて今の状態になったと思うのですよね。そこら辺、本当にいろんな方法でどうやったら経費もかからなくて少しでもプラスになるだとか、そこら辺を本当に検討して進めてもらいたいと思っております。そんなことで要望しておきます。

#### **池下委員**

木材に関して6月の定例議会で質問させてもらったのですが、木材の流通製材ということで、町も今年から3年計画で1社当たり500万円ずつ補助金を出しているということに関して、そういうところ実際にカラマツとかを売ったとしても、そういうところに行かないんですよ。そうやって補助金を出すのであれば、そういうところを補助金を出している所に製材として引き取ってもらうとか、植林に関してそういう部分でやっていただくとか。何のために我が町が毎年1,500万も補助金を出しているのか。今年から3年計画でやるということなのですが、実は資料を見ると平成15年ぐらいからやっているんですよ。ずっとこうやって補助金だけ出して、せっかく木材があって売れる時に少しでも高く売らないと、補助金を出しているのは何のために出しているのかと。やはり稼ぐところは稼がないと意味が無い。出すばかりじゃだめだという部分をしっかり踏まえた上でやっていただきたいと思っております。

#### **村島委員長**

無いようですので、産業課終わります。ご苦労様でした。

#### **村島委員長**

それでは焼酎事業所、平成23年度販売状況について、41ページから説明願います。

#### **焼酎事業所副所長**

それでは平成23年度販売状況について、ご説明いたします。11月末までの焼酎販売は4,890万2千円で予算対比の累計で127万6千円の増、パーセンテージで102.7%。調定率は72.8%となっております。なお、前年実績との対比では11月末現在では182万8千円の減、パーセンテージでは96.4%となっております。以上でございます。

**村島委員長**

23年度の販売状況について、質問ございませんか。

**池下委員**

銘柄的には、何が一番売れているのですか。

**焼酎事業所副所長**

銘柄では「浪漫倶楽部」が一番出ております。次に出ておりますのが、「北緯44度」のどっくりの製品でございます。次に出ているのが、25度の一番最初から出しております「きよさと」が出ております。

**池下委員**

3番目までで、パーセンテージはどれくらいでしょうか。70とか80くらいですか。

**焼酎事業所副所長**

その3製品で、本数ですと大体50%ぐらいです。

**池下委員**

例えば、売れないものを今でも作っているのかなと思うのですが、そういうものは止めるわけにはいかないのですか。

**焼酎事業所副所長**

今の委員ご指摘の製品の集約でございますけれども、まだ結論までは至っておりませんが、上の方とも協議をして、現在オリジナル等も含めると50種類前後でございますので、半分から3分の1ぐらいに集約するということを、今検討している途中でございます。

**池下委員**

ということは、残りの47品目で50%ということなのか。計算上は。

**焼酎事業所副所長**

そういうことです。

**池下委員**

その残りの47品目に関して、そんなに売れていないのかもしれないですけども、ある程度は作っていると思うんですよね。そうすると在庫が増えていくと思うんです。その在庫は、いずれ

満杯になっちゃうのではないですか。それともそうならない内に、ある品種は止めていくという方向をちゃんと決めているのかどうか。

#### 焼酎事業所副所長

確かに委員のおっしゃるとおり、いろんな在庫がございます。例えば浪漫倶楽部ですと、かなり販売数が多いですから1回に3千本くらい詰めております。ただ、オリジナルで委託を受けた少ない物や、通常商品でも1升瓶といった物は1回に百本程度の瓶詰めで、在庫自体もそんなに多く持っているわけではございません。ただ、ご指摘のように、今までは正直なところ、どちらかと言うと増やす形で来ていましたので、集約をしていきたいと考えております。

#### 池下委員

全体の今の在庫は、およそどれくらいあるのですか。それと、古い在庫はどう処分しているのか。その辺ちょっとお伺いしたいのですが。

#### 焼酎事業所副所長

製品在庫数は今、正確にはお答えできないのですが、通常は販売の3ヶ月分程度の在庫を持って、在庫が1ヶ月分ぐらいの時点でまた詰めるという形を取っております。今お話のありました、あまり動かない在庫ということですが、少なくなつてからまた瓶詰めしますので、現実には製品として何年もそのままという物はございません。

#### 池下委員

何年か前の焼酎ブームから比べると、今は相当売上が落ちていると思うのですが、売上が落ちていると当然、雇用も少なくなると思うのですが、経費の部分で、焼酎工場自体がマイナスだと捉えているのは、私もそうですし、町民の中にもいっぱいいるんですよ。焼酎工場に関しては、町長も止める意思は無いと。ずっと続けていくんだということを踏まえて、今、浪漫倶楽部が一番売れていると言う話なのですが、こういう時代を迎えて、焼酎ブームじゃないその中で生き延びていくためには、より一層町としての「清里＝(イコール)焼酎」だって言う、もうちょっと強いものがないのかなと思っているのですが。確かに、浪漫倶楽部はおいしいお酒で、私も1升瓶を買わせていただいているのですが、何かパッケージにしる、もうちょっとインパクトの強い物が良いとか、箱にしてもそうだし、値段的にもそんなに安いお酒じゃないので。まして、地域で買うより、例えばラルズとか、イトーヨーカドーとか大手の店で買った方が安いとか、そういう話も聞くので、そこら辺のことをやっぱり地域最優先で考えるならば、料金的なものを今後変えていった方が良いんじゃないかと思っております。

#### 焼酎事業所副所長

何点が今ご質問いただきましたけれども、例えばカートンですとかラベルという部分については、集約を図っていく中で検討を重ねて、単純に似たような物があって一つだけ残すということではなくて、似たような物を合わせて、例えば違う形の物に変えていくですとか、そういったことも検討してまいりたいと思います。価格の関係につきましては、販売されるお店が価格を決定するものでございまして、参考価格等は提示はしておりますけれども、こちら側からこのお値段

で販売してくださいとは、独禁法ですとかそういう関係もあって、なかなか難しい現状でございます。地域優先ということにつきましては、上の方にも伝えて検討課題とさせていただきたいと思えます。以上でございます。

#### **澤田副委員長**

販売のルートで、北都千国会にお世話になっているのですが、現状はどうなんでしょうか。

#### **焼酎事業所副所長**

11月末の現状になりますけれども、製品の内訳は詳細を持ち合わせていませんので、金額でのみお話させていただきたいと思えますが、232万4千円ほど千国会で販売しております。なお、昨年同月でまいりますと255万で、前年対比でいきますと22万6千円の減となっております。以上でございます。

#### **澤田副委員長**

期待はできない数字ですが。

#### **焼酎事業所副所長**

今後につきましては、3月11日の東日本大震災等で夏場ぐらいまでと言いますか、現在もどれだけ影響が出たのか把握してはおりませんけれども、そういった影響等も出ているのではないかと思っております。大体10%ぐらい落ちていまして、値段で判断するのは難しい部分ではございますけれども、年末年始もございますので、その部分に期待をかけたいたいと考えております。

#### **前中委員**

セレクションを結構、贈答で使わせていただいて評判がすごく良いんですね。いろんな所でも話が出たんですけども、今は東南アジア、中国の上海、香港で薩摩焼酎、一つの焼酎文化、中国は紹興酒があるのですが、日本食ブームではないですが、薩摩焼酎自体がビンテージ物で手に入らないと。あるいは中国での内陸の都市に行くと、かなり焼酎を消費していると。その辺でどうなのかなと。今、思ったことなんですけれども、差しあたってそういう販路はなかなか難しいだろうと思えますけれども、ビンテージで高い物もチャンネルとして描いたらどうかなと。この際、いろんなチャンネルが必要なので、高級志向でビンテージ物で売るというのも一つの戦略として選択肢の中で考えていただきたい。要するに月々の販売価格に占める高いセレクションの割合だとか、販売単価の明細、量的なものは3品目で50%と言っていましたけれども、金額ベースの話はちょっと聞けなかったので、今日は良いですけども、その辺も考えながら進んでいただきたいと思えます。

#### **焼酎事業所副所長**

ちょっと海外までの展開は、正直なところ考えていなかったんですけども、直接行くというのは難しいので、卸等からそのような話がくれば検討と言いますか、考えていきたいと思えます。ビンテージ物自体をメインにとりますと、販売地域と言いますか、地元から離れていくのかなという部分もございまして、そういったご意見を踏まえて考えていきたいと思えます。

### 前中委員

僕が提示したのは、酒税法の絡みで甲、乙で税率が下がった時に、薩摩焼酎の鹿児島だとかはかなりインパクトがあったので、対外戦略というところにシフトしたということで今、販路が開けているという話をちょっと聞いたものですから。同じようにこちらは芋でありますし、あるいはサツマイモを作っている地域もあるので、道内と言えどもサツマイモでという話もありますので、少し考えながら進めていっていただければと思います。

### 村島委員長

他にございませんか。

この焼酎は、一村一品ということで始まったわけ事業ですけども、今、池下委員が言われたように、赤字の状態を毎年繰り返して、町直営でやっているから何とかやれるでしょうけども。努力はされているのは私どもも聞いておりますけども、やはり品物の数が多すぎると思うのですよ。ですから、その辺も選別して売れる物に力を入れてやっていって欲しいと。やめるわけにはいかないと思うので、そんなことで努力してください。

それでは続きまして、平成23年度焼酎事業特別会計補正予算(第2号)について、42ページ。お願いします。

### 焼酎事業所副所長

42ページの平成23年度焼酎事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明いたします。今回の補正につきましては、現在保留しております前年度繰越金を措置するものでございます。

歳入の方で、一般会計からいただいております繰入金300万円を全額減額いたしまして、繰越金を386万4千円増額いたします。これは、保留しておりました繰越金全額でございます。歳入で86万4千円の増となります。

歳出につきましては、基金積立金に86万4千円を充てまして、歳入歳出それぞれ86万4千円増の7,263万9千円とするものでございます。以上でございます。

### 村島委員長

ただ今、補正予算についての説明がございました。何かご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

### 村島委員長

そんなところで、いろいろと取り組んでもらって、努力していただきたいと思います。それでは、焼酎事業所を終わります。ご苦労様でした。

### 村島委員長

次に2、道内所管事務調査報告書について。

### 事務局長

道内所管事務調査の報告の関係でございますが、12月定例会で道内所管事務調査の報告をするということになります。今回その原案ということで、今日を含めて皆様からのご意見の追加、

あるいはこの報告書の削除をお願いしたいということでございます。

(内容説明)

**村島委員長**

それでは3、所管事務調査についてということで、現地調査になります。

4、次回の委員会の開催について。

**事務局長**

この報告書に関しては、12月の定例議会で、中心的な委員会になります村島委員長から報告していただくということでよろしいでしょうか。

次回の委員会の関係ですが、先ほどの総務文教委員会同様、具体的な日程は出ておりませんので未定であります。

**村島委員長**

5番のその他、ありませんか。

**事務局長**

ございません。

---

**閉会の宣告**

**村島委員長**

無いようですので、第14回産業福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午後3時05分)